



(公 印 省 略)
感疾第739-27号
令和5年9月11日

群馬県医師会長 }
群馬県病院協会会長 } 様

群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課長 中村 多美子

急性脳炎等に係る実態把握について（協力依頼）

本県の感染症対策につきましては、日頃から御理解、御協力いただき感謝申し上げます。
さて、標記について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課からの事務連絡により、以下の研究事業について協力依頼がありましたので、お送りします。

つきましては、急性脳炎の届出の際は、検体提出等に御協力いただきますようお願いいたします。

【研究事業】

厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）における「急性弛緩性麻痺等の神経疾患に関する網羅的病原体検索を含めた原因及び病態の究明、治療法の確立に資する臨床疫学研究」（研究代表者：多屋馨子）

【対応】

1. 医療機関から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条に基づく急性脳炎の届出があった場合、病原体不明とされた症例については、可能な限り、法第15条に基づき地方衛生研究所等において病原体を検出するための検査を実施すること。
2. 1の検査を実施し、病原体が確認されない場合又は地方衛生研究所での検査が困難と判断された場合には、研究班において詳細な解析を行うことが可能。なお、病原体の検討には①症状・所見等臨床情報、②症状の急性期に採取された臨床検体（可能な限り次の5点：EDTA血、髄液、呼吸器由来検体、便、尿）、③急性期と回復期のペア血清が必要。

担当：感染症危機管理第二係 須永
電話：027-226-3316
Mail: shingata-influenza@pref. gunma. lg. jp